

鹿屋市森林環境保全直接支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市森林環境保全直接支援事業補助金交付要綱（令和 6 年鹿屋市告示第91号）
の一部を次のように改正する

第 3 条中「要する経費」の次に「とし、当該経費の算定に当たっては、県の標準単価から積算した標準経費」を加える。

第 4 条中「の10分の 1 以内」を「から国又は県の補助額を控除して得た額」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

施業種目	施業地 実施地	事業実施 主 体	事業量	総事業費	事業完了 (予定)
			ha	円	

(2) 経費の配分

総事業費	補助対象外 事業費	補助対象 事業費	負担区分		
			市費	国県費	受益者負担
円	円	円	円	円	円

※ 市費 1,000 円未満切捨て

補助対象事業費の内訳

施業種目	面積 ha	標準経費 ① 円	国県費 ② 円	市費 ③ (① - ②) 円	国県費事業名
計					

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。